

真駒内駐屯地周辺における ドローン等の飛行禁止エリアについて

真駒内駐屯地近傍町内会の皆様へ

日頃から真駒内駐屯地へのご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

この度、「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律」（令和8年法律第47号）が第221回国会において成立し、同年6月24日に公布、同年7月14日から施行されます。

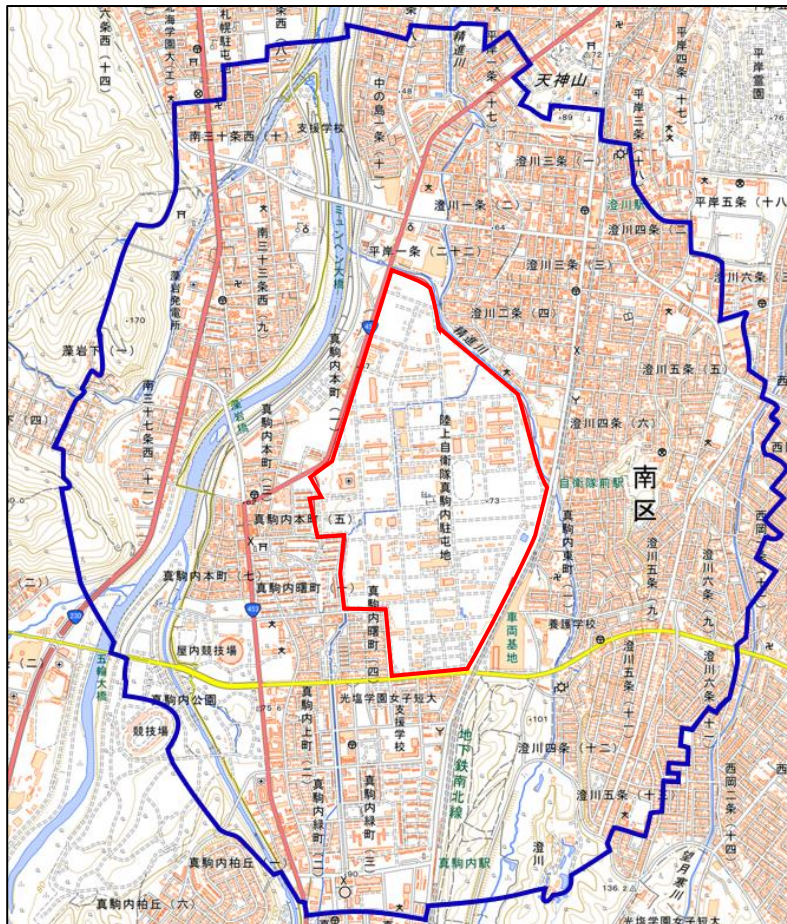
本改正において、小型無人機等の飛行禁止となる対象施設周辺地域の範囲が、対象施設からおおむね300mから**おおむね1,000mに拡大**となるとともに罰則規定が定められました。

真駒内駐屯地及び真駒内駐屯地弾薬庫は、小型無人機等飛行禁止法の対象施設に指定されていることから、同法の適用による対象施設周辺地域（飛行禁止エリア）は下の図のようになりますのでご承知おき下さい。

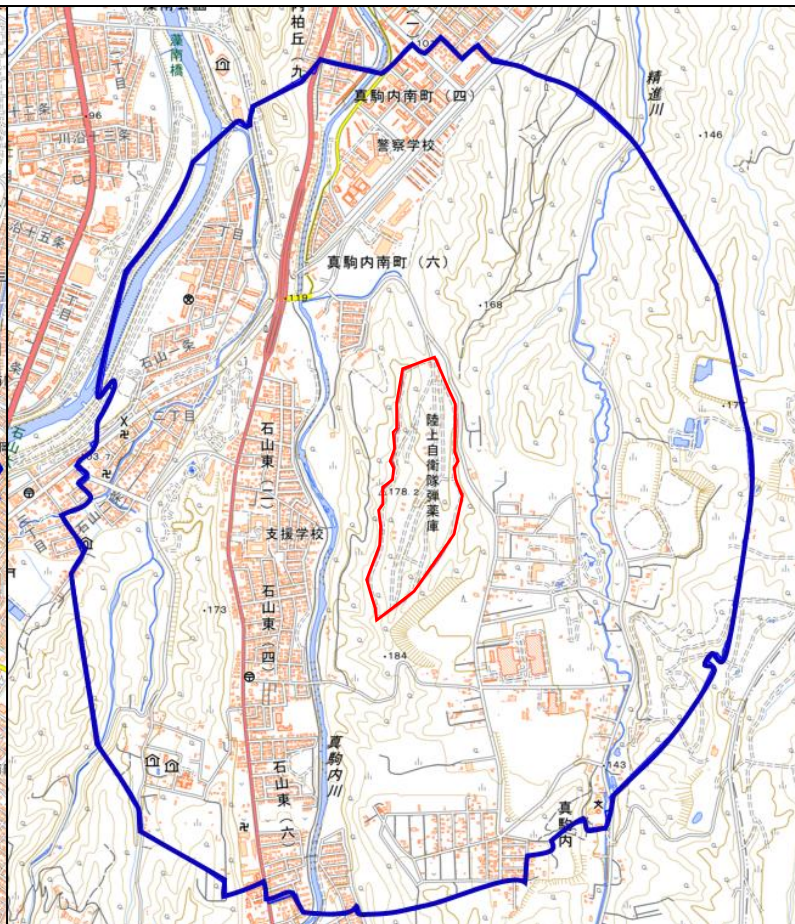
真駒内駐屯地ホームページには、飛行禁止エリアの詳細及び同地域で飛行を計画される場合の手続き要領を掲載しております。罰則規定については北海道警察ホームページをご確認ください。ご不明な点がございましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

真駒内駐屯地司令

真駒内駐屯地



真駒内駐屯地弾薬庫



問い合わせ先

陸上自衛隊真駒内駐屯地業務隊 司令職務室 警備幹部

011-581-3191（内線3807）